

質問第四号

政府専用機の購入問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年十一月九日

黒
柳
明

参議院議長 藤田 正明 殿

政府専用機の購入問題に関する質問主意書

今回、政府は政府専用機としてB747の購入を決定したが、そのいきさつが不明瞭であり、法規上も問題があるので以下質問する。

一 海外の邦人救出については、現行自衛隊法上規定がなく、自衛隊法の改正が必要とされるが、その際、今回購入する政府専用機のみが邦人救出の任務を行えるものとするのか。それとも現在保有している輸送機等も使用できるものとするのか。又、邦人救出の際、状況が緊迫していても武装した自衛官を搭乗させることはないか。

二 今回購入が決まった政府専用機の管理は総務庁になるのか、又、防衛庁になるのか。又、一機当たりに見込まれる年間維持費はどの位か。

三 機種選定委員会のメンバーと会合を実施した月日について明らかにされたい。

四 九月十三日にボーイング社とマクダネル・ダグラス社に提出した提案要求書の内容と両社の回答について明らかにされたい。

右質問する。